

# 学び直し（リカレント教育）の促進に向けた厚生労働省の取組

厚生労働省説明資料

# 学び直し（リカレント教育）の促進に向けた厚生労働省の取組

関係者が協働して労働者の学び・学び直しを促進するため、以下の取組等を推進していく。

## 地域における産学官の協議会

※職業能力開発促進法を改正

都道府県単位で産学官関係者が協議する場を法定化。地域の人材ニーズを共有するとともに、それに対応した教育訓練コースの設定や、教育訓練の効果検証等を推進。

※ 協議の場には、産業界を始め、リカレント教育を行う大学にも参加を求め、公的職業訓練に限らず、地域で実施されている学び・学び直しについても広く共有。

## 学び・学び直しを促進するガイドラインの策定

※労働政策審議会人材開発分科会で議論中

企業内における労働者の自律的・主体的かつ継続的な学び・学び直しの促進に向けて、

- 基本的な考え方
  - 労使が協働して取り組むべき事項
    - ・ 求められる能力・スキル等や学びの目標の明確化・共有
    - ・ 学習メニューの提供
    - ・ 時間面や費用面での配慮
    - ・ キャリアコンサルティング など
  - 国等の支援策
- 等を体系的に示すガイドラインを策定。

## 「人への投資」3年4,000億円パッケージの推進

民間からの提案を踏まえ、従業員に教育訓練を行う企業に助成する人材開発支援助成金等に新たなメニューを追加し、人材育成に取り組む企業や労働者への支援を充実させる（4月～）。

＜追加する主な支援メニュー＞

- ・ 労働者の多様な訓練の選択・実施を可能とする「定額制訓練（サブスクリプション型の研修サービス）」を利用する事業主に対する助成の新設
- ・ 労働者が働きながら教育訓練を受講するための「長期休暇制度」等を導入する事業主への助成の拡充
- ・ 高度デジタル人材の育成のための訓練や、海外を含む大学院での訓練を行う事業主に対する「高率助成」の新設

など